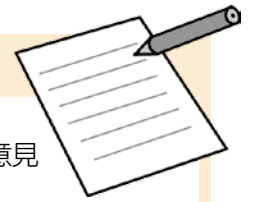


ご意見をお寄せください!

パブリックコメント(意見公募)



意見を提出できる人 市内に在住・在勤・在学する人、または市内で事業を行う人

閲覧・意見の提出期限 3月14日(水)(当日消印有効)

閲覧場所 各計画の担当室、市情報公開コーナー(市役所本庁舎2階)、関支所窓口、あいあい窓口(閲覧は各施設の開庁時間内にできます)

※市ホームページからも閲覧できます。

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp>

提出方法 提出に必要な事項を記入(様式は自由)の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、各計画の担当室へ提出してください。

提出に必要な事項

- ①件名「〇〇〇〇〇〇〇〇(案)」に関する意見
- ②住所、氏名(ふりがな)
- ③勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)
- ④意見

意見の取り扱いなど

▷いただいた意見は取りまとめの上、回答とともに公表します(個別に直接回答は行わない)。なお、公表することで個人の権利や利益を害するおそれのあるものは、その全部または一部を公表しないことがあります。

▷意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報、公表しません。

▷公表は平成30年3月下旬を予定しています。

亀山市高齢者福祉計画(案)

健康福祉部長寿健康づくり室(あいあい ☎84-3316)

高齢者の多様な生活シーンを適切に支えるしくみを発展・強化し、「地域包括ケアシステム」を深化・推進するため、前計画を継承しながら今後3年間における高齢者福祉の方向性を明らかにし、施策を進めていくことを目的に「亀山市高齢者福祉計画」の策定を進めています。

<意見の提出先>

健康福祉部長寿健康づくり室
(〒519-0164 羽若町545、FAX82-8180)
✉choujyukenkou@city.kameyama.mie.jp

第2次亀山市障がい者福祉計画(案)

健康福祉部地域福祉室(あいあい ☎84-3313)

障害者制度改革の流れに合わせつつ、これまでの取り組みや地域性を踏まえ、住み慣れた地域で障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに生活ができる共生のまち「かめやま」の実現を目指して、「第2次亀山市障がい者福祉計画」の策定を進めています。

<意見の提出先>

健康福祉部地域福祉室
(〒519-0164 羽若町545、FAX82-8180)
✉chiikifukushi@city.kameyama.mie.jp

亀山市文化振興ビジョン(改定版)

市民文化部文化振興局文化スポーツ室(☎84-5079)

市では、亀山市の文化振興の基本的な考え方や文化施策を体系的にまとめ、効果的に推進するために、「亀山市文化振興ビジョン」の改定を進めています。

<意見の提出先>

市民文化部文化振興局文化スポーツ室
(〒519-0195 本丸町577、FAX82-9955)
✉bunkasports@city.kameyama.mie.jp

軽自動車税のグリーン化特例の延長

問合せ先 財務部税務室 (☎84-5063)

平成29年度税制改正により、軽自動車税のグリーン化特例(軽課)が適用範囲の見直しを行った上で2年間延長されました。これにより、平成29年4月1日～平成31年3月31日に新規取得した三輪および四輪の軽自動車、次の基準を満たす車両は、取得の翌年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)が適用されます。



| 車種 | 標準 | 税額 | | | | |
|-------------------|---------|------------------|---------------------------|--------|---------------------------|--------|
| | | 電気自動車 天然ガス自動車 | ガソリン・ハイブリッド車 | | | |
| | | 75%軽減 | 50%軽減 | | 25%軽減 | |
| 三輪 | 3,900円 | 1,000円 | 2,000円 | | 3,000円 | |
| 軽自動車 四輪乗用(自家用) | 10,800円 | 2,700円 | 平成32年度 燃費基準+30% 達成車 | 5,400円 | 平成32年度 燃費基準+10% 達成車 | 8,100円 |
| | 6,900円 | 1,800円 | | 3,500円 | | 5,200円 |
| 四輪貨物(自家用) | 5,000円 | 1,300円 | 平成27年度 燃費基準+35% 達成車 | 2,500円 | 平成27年度 燃費基準+15% 達成車 | 3,800円 |
| | 3,800円 | 1,000円 | | 1,900円 | | 2,900円 |

※電気自動車などは除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。